件名: どうなる？美容医療規制　373号（2025/09/25）

薬事法ドットコム　- 「医療の虎」メールマガジン　-

□■□■□■□━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

医療の虎　～　373号　～(2025/09/25)

Produced by 林田学*

*リーガルマーケティング（R）の創始者。

日本でただ一人クリニックのリーガルマーケ

ティング(R)を実践しにしたんクリニックほか

数々の成功事例をプロデュース

自ら運営するクリニックでもリーガルマーケ

ティング(R)を実践

━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━□■□■□■□

林田学が提供する4大コンサル

＃1.「年収」1億円超のドクターになる

＃2.オンライン診療で高収益を上げる

＃3.再生医療・上清液医療で高収益を上げる

＃4.医療広告ガイドラインをクリアーしつつ

　刺さる広告を実現する

→お問合せは info@yakujihou.com まで。

【有料】Zoomセミナー

2025年9月26日（金）

「CPO8千円、LTV15万円！創業3年で月商60億円！

　オンラインクリニックのノウハウ

　ー 提携クリニックは紹介しますー」

お申し込みはこちらから

＞＞＞https://www.yakujihou.com/seminar/s20250926/

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

どうなる？美容医療規制

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

＊このメルマガはメディカルビジネスサロン
(MBS)会員の方にもお送りしています。

元政府委員、薬事法ドットコム社主の林田です。

まずは、YDCがお届けしている9月17日の
薬事法ニュースをご覧下さい。

「『厚労省　美容医療の違法行為に指導強化
各都道府県へ通知』
◆9月14日、厚生労働省が、美容医療を巡る
健康被害や相談の増加を受け、違法の可能性が
ある医療行為を事例として挙げ、都道府県に対
し適切に指導するよう求める通知を発出したこ
とがわかった。
◆通知では、無資格者による医療方針の決定、
メールやチャットによる不十分な説明などが問
題事例として示されている。
◆美容医療は医療行為に当たるため、医師や看
護師といった有資格者による施術でなければな
らない。
◆しかし実際には「医師の診察前に治療内容が
決まって契約した」「無資格者による施術だっ
た」といった相談が国民生活センターに寄せら
れており、2023年度の相談件数は5,000件を
超えている。
◆自由診療が中心で行政の監査や指導が及びに
くい現状がある中、今回の通知により保健所が
法的根拠をもって動きやすくなる。」

ここに出て来る通知がこれです（＞ルール集17-Z）。
「刑事立件」も視野に置くなど（表紙＞該当箇所）、
かなり強いトーンとなっています。

特に以下の点にご注意下さい。

1. オンライン診療
オンライン “診療” にビデオ通話は必須です。
チャットオンリーや電話オンリーは危険です。

ビデオ通話方式を早急に導入したい方は
info@yakujihou.com 問合せ窓口までお問
合せ下さい。

2. 対面診療
「医師監督下」のロジックで、医師以外でマン
パワーとできるのは看護師のみです。
それ以外のスタッフを使うのはとても危険です。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

■ 稼げるドクターになりたい方は→
MBS（ドクターのためのメディカルビジネス
サロン）＞https://www.yakujihou.com/salon/

■ オンライン診療を詳しく知りたい方は→
オンライン診療勝ち組情報＞https://mike-jta.com/teledr
オンラインクリニックBLOG＞https://online-clinic.blog.jp/

■ 再生医療、上清液医療を詳しく知りたい方
は→レムクラ（REMCRA、再生医療クロスボ
ーダー協会）＞https://remcra.com/
再生医療コンサルティング＞https://www.yakujihou.com/saisei/
再生医療・上清液ブログ＞https://jouseieki.blog.jp/

■ 医療広告ガイドラインをクリアーする方法